

陸上保管施設	1年につき 長さ5メートル以下の船舶	110,400.00
	長さ5メートルを超え7.5メートル以下の船舶	140,400.00
上下架施設	揚艇又は降艇1回につき	1,500.00

## 附 則

- この条例は、公布の日から起算して施行する。ただし、別表第1岸壁、棧橋、浮棧橋及び物揚場の項の改正規定は平成15年5月1日から、別表第1にマリーナ施設の項を加える改正規定は同年6月1日から施行する。
- 改正後の別表第1港湾施設用地（道路の敷地を除く。）の項の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第28号

熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第5に掲げるもの」の次に「とし、マリーナ港区の区域内においては別表第6に掲げるもの」を加える。

別表第1第1号中「貯油施設及びセメントサイロ」を「及び貯油施設」に改め、同表第2号中「貨物運送取扱事業」の次に「貿易関連業」を加え、同表第3号から第6号までを次のように改める。

- 港湾関係者のための銀行の支店及び保険業の店舗
- 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研究施設、研修施設その他の共同利用施設
- 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事が指定するこれらに類する施設
- 別表第1に次の5号を加える。
- 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設
- 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- 港湾関係者のための旅館、ホテル、物品販売業の用に供する店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業（以下これらを「風俗営業等」という。）の用に供するものを除く。）
- 港湾関係者のためのガソリンスタンド

別表第2第3号中「海上保安部、港湾管理者」を「海上保安官署、警察署、消防署」に改める。

別表第3第1号中「第8号の2から第9号の2まで及び第10号の2」を「及び第8号の2から第10号の2まで」に改め、同表第5号中「消防署」の前に「警察署、」を加える。

別表第4第2号から第5号までを次のように改める。

- 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
- 原料又は製品の一部の輸送を海上輸送又は港湾輸送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
- 前2号の施設に従事する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設